

○厚生労働省告示第四百一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第十条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第四号の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）として次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

登録講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地	登録講習会の実施期間
社団法人日本食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十三年十月三十一日、十一月一日及び二日
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会 東京都台東区下谷二丁目一番十号	
社団法人日本食鳥協会 東京都千代田区神田東松下町十七番地	